

平成29年4月14日

保護者 様

各務原市中学校長会

部活動指導について

桜花の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。子どもたちは、それぞれの願いや目標をもち、新学期の歩み出しを始めたところでございます。本年度も、学校の教育活動に、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、かねてよりお知らせしておりましたとおり、今後の部活動指導については、「岐阜県中学校運動部活動指針（平成28年6月岐阜県教育委員会）」に則り、原則として下記のように指導を進めて参ります。何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 部活動は学校の教育活動の一環として、学校の教育目標を具現する場として実施する。
- 2 成長期にある中学生のスポーツ障害や事故を防止するとともに、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにする。また、顧問となる教員の負担軽減にも配慮する。
- 3 平日の始業時刻前の活動においては、開始時刻を午前7時30分以降とする。
- 4 平日に行う部活動においては、5日間のうち1日以上休養日を設ける。
- 5 休日に部活動を行う場合には、生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。（第3日曜日「家庭の日」は原則として休養日とする。）
- 6 休日の部活動は半日以内とする。教員が部活動の指導に当たる時間は、原則一ヶ月に20時間以内とする。

（参考：中学校学習指導要領より）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。